

四日市市告示第95号

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の案を定めたので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、次により縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係者は、当該地域計画の案に対して意見のある時は、縦覧期間満了の日までに四日市市に意見書を提出することができる。

令和8年3月16日

四日市市長 森 智広

1 縦覧期間

令和8年3月16日 から 令和8年3月30日まで

2 縦覧場所及び意見書の提出先

四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所商工農水部農水振興課

(商工農水部農水振興課)